

第32回世田谷区農業委員会総会

日：令和5年3月29日（水）

場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

第32回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和5年3月29日（水）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員：出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、植松智、石井勝、石井朝康、三田浩司、加々美栄一、野島秀雄、宮川喜久、橋本正志、大塚信美、荻部嘉也、鈴木利彰、細井誠一、岩本敏行、海老澤健、本澤絢子、いたいひとし、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 黒岩さや香、事務次長 荒井広司、主事 関智秋、主事 吉田健彦、主事 岡田英朗
みどり政策課 主任 藤田遼二

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当無し】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査について
5. 協議事項
 - (1) 令和5年5月の総会日程（案）について
 - (2) 令和5年度世田谷区農業委員会活動指針について
 - (3) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
 - (4) 令和5年度最適化目標の設定について
6. 報告事項
 - (1) 都内農産物の放射能検査について
 - (2) 令和5年度花卉・そ菜事業日程（予定）
 - (3) ふれあい農園「いちごつみとり」「たまねぎの収穫」の開催について
 - (4) 農福連携事業の進捗状況周知について
 - (5) 令和5年度予算の概要について
 - (6) 令和5年度農業委員会活動推進要領及び農業委員会活動の積極的推進に関する決議について
 - (7) 都市農業課（農業委員会）の人事異動について
7. その他
8. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第32回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(配布資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

それでは、協議に入る前に、本日、欠席されている方はございませんので、全員参加となっております。

次に、本日の署名委員ですが、海老澤健委員、本澤絢子委員、よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入りたいと思います。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっております。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が4件、第5条が5件となっております。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 それでは初めに、農地法第4条、第5条の説明をさせていただきます。

まず、農地を住宅等にする場合等には農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする場合、かつ、所有者の変更がある場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないとなっております。この届出については、会長の専決処分となっており、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No.1-1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号4-4-19。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No.1-2をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号4-4-20。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 1-3をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号4-4-21。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 1-4をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号4-4-22。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、農地法の第5条です。資料No. 2-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号4-5-24。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 2-2をご覧ください。

受付番号4-5-25。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 2-3をご覧ください。

受付番号4-5-26。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 2-4をご覧ください。

受付番号4-5-27。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

続きまして、資料No. 2-5をご覧ください。

受付番号4-5-28。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がないようですので、第2号議案は終了といたします。

それでは、続きまして、(3)第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが10件、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出についてが1件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてから審議いたします。

事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてです。

この証明は、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものです。

それでは、資料No.3をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○鈴木委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、承認させていただきます。

それでは、以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それではまず、この証明願についてご説明をさせていただきます。生産緑地には、農業施設以外への転用には制限がありますが、その制限は、区に生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合に、申出から3か月が経過すると解除されます。その買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示日から30年が経過した場合、それから、主たる従事者が死亡するか、農業従事することが不可能になった場合となるのですが、この主たる従事者の死亡または農業従事不可になった際の買取り申出をする際に、農業委員会の発行する主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者であったことを確認いただいております。

それでは、お手元の資料No.4をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局利より、申請内容について説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○海老澤委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行す

ることにいたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

それでは、1件目を事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.5-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

それでは、次に2件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.5-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました石井朝康委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○石井(朝)委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目を事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.5-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○海老澤委員 (委員より、調査内容について報告)
以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。
(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。
(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、5件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料ですが、こちらの差し替え版としてお配りさせていただきました資料No.5-5のほうをご覧ください。とじてあるものとの違いなんですけど、調査日に誤りがございまして、前のものは3月15日となりますが、今回差し替え版で3月17日に訂正させていただいております。

それでは、第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。
(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました三田浩司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○三田委員 (委員より、調査内容について報告)
以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。
(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。
(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただいておりますので、証明書を発行することといたします。

次に、6件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、お手元の資料No.5-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました植松智委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○植松委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、7件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.5-7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、8件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5-8をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました宮川喜久委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○宮川委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、9件目、10件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、続きまして、お手元の資料No.5-9、5-10をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 （委員より、調査内容について報告）

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 こちらは、貸借円滑化法を利用して生産緑地を借りる新規の事業計画となります。こちらの申請は市民農園ではなく、借受人が自ら耕作の用に供するという形、相対での計画の審査依頼となります。事務の流れといたしましては、借受人が申請者として事業計画を区長に出します。これを受けた区長が計画の審査依頼を農業委員会に行い、ここで承認を得て計画決定、これを受けた区長が借受人に対して計画の認定を出すという流れになっております。

それでは、お手元の資料No.6を御覧下さい。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出について。

（事務局より、申請内容について説明）

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました野島秀雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○野島委員 （委員より、調査内容について報告）

以上であります。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

事業計画の認定に賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、申請を承認することといたします。

以上で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出についての審議を終わります。

これをもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和5年5月の総会日程(案)についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.7、令和5年5月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、4月28日金曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎3階会議室での開催が決定しております。

令和5年5月の開催日時につきましては、5月24日水曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室での開催を予定しております。

また、7月の日程につきましては、先月の総会では7月31日とお知らせいたしましたが、28日に変更になってございます。こちらは曜日が月曜日になっておりますが、申し訳ございません、これは金曜日の間違いです。次回資料では訂正をさせていただきたいと思っております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 この件について意見がございませんので、日程案については原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、原案どおりに決定いたします。

次に、(2)令和5年度世田谷区農業委員会活動指針についてを協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、令和5年度世田谷区農業委員会活動指針について説明をさせていただきます。資料No.8になります。

こちらは、法の改正がございまして、この活動指針なるものをつくる必要が出てまいりました。フォーマットに関しましては、都が提供したものがございまして、資料No.8の2ページ、遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法というものを追加する必要が生じました。

内容につきましては、この紙の3枚目に参考としてつけさせていただいておりますが、12月の総会で協議いただきました活動計画を当てはめるものとなっておりますので、これを当てはめたものが資料No.8となっております。この内容につきましては、既に農業会議のほうで記載方法の間違いがないことの確認を取っております。

これにつきまして、内容のご協議をお願いいたします。

○事務局 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、案のとおりに決定いたします。

次に、(3)生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、生産緑地の取得のあっせん依頼について説明をさせていただきます。資料はNo.9-1、No.9-2でございます。

こちらは、先月の農業委員会総会にて、主たる従事者証明願について農業委員の皆様にご審議いただき、証明書を発行した案件でございます。2月17日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけたが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

買取り申出から3か月経過して所有権の移転が行われなときは、生産緑地における行為の制限が解除となります。農業従事者の方で買取り希望がある場合につきましては、都市農業課までご連絡をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないので、これで終了いたします。

では次に、(4)令和5年度最適化目標の設定についてを協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.10をご覧ください。農業委員会は、農業委員会等に関する法律により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。国の通知により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の最適化に関する目標を設定する必要が生じました。ただし、世田谷区はもうほぼ100%市街化区域ですので、状況の数値の報告のみを上げることとなっております。こちらの内容は、現状の数字を当てはめております。この内容でご協議をお願いいたします。

○事務局 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、議題6の報告事項に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第6の報告事項に参ります。

まず、お手元の資料No.11をご覧ください。報告事項の1つ目は、東京産農畜産物の放射性物質検査の結果についてです。こちらは令和5年2月16日付の検査結果の報告でございますが、世田谷産の農産物につきましては対象となっております。

続いて、お手元の資料No.12をご覧ください。令和5年度花卉・そ菜事業日程(予定)のご報告です。内容につきましては、お配りしました資料のとおりでございます。ただ、3月29日現在の予定ということですので、ご承知おき下さい。

続きまして、資料No.13をご覧ください。3件目は、ふれあい農園「いちごつみとり」「たまねぎの収穫」の開催についてです。

内容につきましては、お配りしました資料のとおりでございます。周知方法につきましては、4月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにて案内をさせていただきます。

続きまして、農福連携事業の進捗状況の周知についてでございます。

課長からお願いします。

○事務局 お配りしているカラーのチラシで説明させていただきます。現在、令和3年度の最後のほうから世田谷区農福連携事業ということで取り組んでまいりまして、このたび、こちらのチラシを作って、まちづくりセンターや障害者施設、あとJAさん等に配付して周知をしているところでして、今回、農業委員の皆様にも周知させていただいているという次第です。

表面に関しましては、農福連携事業がどういうものかというところで、農福連携の定義と、事業目的、農園管理を通じて、区内の農地保全と障害のある方の就労促進、工賃向上を図るとともに、地域の様々な方々と連携し、障害理解の促進と農業振興を進めていく目的で進めております。取組内容は、農園管理だとか、障害のある方を対象とした農作業体験会、あと、農産物の加工、これから地域の方々との交流、連携、地域の事業者、団体との連携ということを進めていこうと考えております。

裏面に図がありますが、こちらの農業委員会でもご審議いただいた、もともと貸借をしていて最終的に区で買ったその土地の中での農園管理、商品開発、イベントというものを進めながら、地域の農家さんだとか事業者、団体の方々、あと、地域にお住まいの方たちと一緒に農福ということを考えて、進められればというところでやっているところです。委託業者として、下にありますように電通グループ農福連携コンソーシアムというところが今、事業委託を行ってやっているというところで、また来年度4月以降、こちらで何かご協力をお願いするようなこともあるかもしれませんが、そのときはまた改めてご相談なり、ご報告させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○事務局 それでは、続けます。続きまして、資料No. 14に移らせていただきます。令和5年度都市農業課予算比較表でございます。

予算についての説明を課長からお願いいたします。

○事務局 続きまして、資料No. 14の令和5年度都市農業課予算比較表について説明させていただきます。

こちらは、令和4年と比べまして全体で30%、予算が増額となっております。内容としましては、まず、一番上の農業委員会のところで6%ですけれども増加しているのが、今回、農業委員の改選がありますので、その諸経費として増額しているという点。その下の行の農業振興対策委員会運営が100%マイナスになっているんですけども、こちらは、産

業基本条例の見直しがございまして、同条例で定めていた同委員会を廃止したということが要因となっております。その次の段の農地の保全が77.6%増額になっておりますが、こちらは今ほど説明いたしました農福連携事業の施設整備を行うことで増額になっております。

大きなところ、また、こちらに関係あるところでは以上です。

あと一つ、下に（参考）令和4年度補正予算ということで、農地取得を今年度行っておりまして、そちらが100%マイナスということで別段で表記しています。こちらを入れると数字が分かりにくくなりますので、昨年、特殊な予算でしたので、こちらは別で表記しております。

また、下に令和5年度世田谷区農業関係団体委託事業及び補助事業一覧がございまして、こちらは記載のとおりとなっております。

主な部分としては以上です。

○菅沼委員 今の説明で、農業振興対策委員会運営が、令和4年は17万3000円がゼロということは、これはなくなってしまったということですか。

○事務局 産業基本条例の見直しに伴って、同条例で定めていたこの委員会自体がなくなってしまいましたので、予算としては消えて、代わりに、部全体の産業基本条例に代わる発展条例の事務局として商業課のほうでついていきます。ただ、農業課のほうで今回、農業振興対策委員会がなくなった代わりにまた会議体を設置するということは今後考えていきますので、来年度の予算としてはまだその形が見えていませんので、ついていないというような状況です。

以上です。

○菅沼委員 これはなくなってもいいようなものなの。来年度はゼロだと言うけれども、再来年度に検討していないということは、1年間丸々予算がつかない。

○事務局 産業基本条例という農業振興対策委員会の大本となる条例が改正されたことによって、個別の産業ごとにあったこの委員会が統合されたという状況が今ございます。来年度に産業基本条例に代わる新たな条例に基づいていろいろな検討というのが進んでいく中で、それに伴って農業のほうをどのように対策するかということも整理されますので、その中でまた、農地はかなり特殊な部分がございますので、新たに会議体を設置するような方向も担当と一緒に今検討をしているということで、大本のほうをどのように動かすか、方針が出てからでないと、それに伴っての農業の話ができないので、来年度に本格的に始動

するということになってから、様子を見て報告しながら進めていければと思います。代わるものは考えていきますので、そして、それについても予算をまたつけていかないと委員会を運営できませんので、それは調整していく予定です。

以上です。

○宍戸会長 世田谷区内農協協議会というのがございますよね。

○事務局 それとはまた違うもので、この農業振興対策委員会というのは、農業振興計画をつくるときに、それを検討する場ですね。

○宍戸会長 農協から何人か出て協議したやつですね。

○事務局 出ていただいていたと思います。その農業振興対策委員会というものの位置づけが大本の条例の中にあっただけで、一時的にそのものが変わったことによって、今、予算が落ちているという状況ですね。

○菅沼委員 コロナで活動しなかった、それは分かるけれども、新たに考えるというなら、考えたときに、来年度予算にないということは、予備費か補正か何かで、会を作ったときにお金の出てくる場所があるの。

○事務局 本当に必要になりましたら予算措置については中で調整させていただこうと考えているんですけども、基本的には来年度の中でこれに代わる組織というものを検討した上で、次の令和6年度予算に乗せてやっていくという予定であります。

○宍戸会長 代わる大きな会ができて、その中には予算取りはしてあるの。

○事務局 それはしております。

○宍戸会長 では、その中で分けるということなんですか。

○事務局 そうですね。農業単独の会議が来年度中に動き出すかどうかというのはまだ未定というか、これからの話ですけども、基本的には、大きな産業基本条例が見直されたことによって、ここで乗っている委員会運営に代わるものがほかのところに乗っているというような認識であります。

○菅沼委員 活動していなかったということは、来年度からそれに代わるものを考える、よくそういうことがあるんですけども、新しく立ち上げて、再来年度に上げるということは、来年度にある程度構想を作らなくてはいけない訳だから、補正か何かをいざとなったら組めばいいじゃない。

○事務局 そうですね。分かりました。

○菅沼委員 会長、お金を出すと言っているから大丈夫です。

○宮川委員 この予算の比較表で、農地取得21億ウン千万、これは何か所と、そういう発表はできないのでしょうか。

○事務局 粕谷2丁目の農福連携だけです。1か所です。

○宍戸会長 ほかにご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がなければ、この件は終了いたします。

○事務局 報告事項を続けます。(6)が令和5年度農業委員会活動推進要領及び農業委員会活動の積極的推進に関する決議についてです。

こちらは、3月16日に立川市で行われました東京都農業会議第132回通常総会で決議されたものです。毎年、この決議後に皆様にご報告しております。後程、要領及び推進に関する決議をご覧いただければと思います。

続きまして、(7)都市農業課(農業委員会)の人事異動についてです。課長からお願いいたします。

○事務局 では、私から、資料No.16、経済産業部都市農業課(農業委員会)の人事異動についてご報告いたします。

(事務局より、人事異動について説明)

(次期担当職員より、挨拶)

(異動対象者より、挨拶)

○事務局 以上になります。お時間をいただきましてありがとうございました。

○宍戸会長 次第7のその他についてですが、事務局からお願いいたします。

○事務局 先月の総会で石井勝委員からご質問のありましたせたがや農業塾についてなんですけれども、せたがや農業塾の定員につきましては、内規で10名程度という枠はあるのですが、そこについても柔軟に対応ができますので、各地区3名という枠はございませんので、農業振興の担当に候補者が多数いる場合はご相談いただければ対応できるということです、ご報告させていただきます。

以上です。

○事務局 4月1日から下限面積要件が外れます。世田谷区では条例で30aというのを定めてございましたが、3月31日付でその条例が廃止となり、告示が廃止となります。ですので、4月1日から今度、下限面積がなくなった農地法に準用することになりますので、下限面積が4月1日からなくなるということでご報告申し上げます。

以上です。

○宍戸会長 ほかには何かございますか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ないようですので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、高橋昌規会長職務代理より閉会の挨拶をよろしく願いいたします。

○高橋会長職務代理者 (職務代理挨拶)

この議事録は、令和5年3月29日(水)開催の第32回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男